

仕 様 書

1. 件 名 三浦市立病院検体検査業務委託
2. 業務場所 三浦市岬陽町4-33 三浦市立病院
3. 業務目的 医療法を遵守し、別紙内訳書に掲げる項目について当院の検査機器で対応出来ない検査業務を行い、当院に対し、効率的・経済的な運営を補助する事を目的とする。
4. 業務内容等
 - (1) 検体集配及び結果報告について
 - ア 検体の集配は、原則月曜日から土曜日までとし、時間は委託者がその都度指定する時間とする。
 - イ 受託者は委託者が出力した外注検査の依頼リストにより検体との照合を行い過不足・不適合が無いことを確認の上、検体受領を行う。
 - ウ 検体受領時における疑義に関しては適時、委託者の指示を仰がなければならない。
 - エ 検体の搬送にあたっては検査項目ごとの保存条件に適合した温度管理等を厳守しなければならない。
 - オ 検査結果の報告については、報告日一日分の「検査結果報告書」をまとめて、外部から報告内容が見えない状態で書面提出する。
 - (2) インターネット環境の構築について
 - ア インターネットwebブラウザを利用して検査結果の照会・当院の検査部門システムへの取り込み用データの取得・各種検査の情報取得・JANIS用データの取得等が可能となる診療支援システムを導入すること。
 - イ 通信用回線、パソコン及びプリンター等の必要な機器を準備し、契約開始日より使用可能な状態にしなければならない。なお、パソコン及びプリンターについてはアの業務が遂行できるスペックを要すること。
 - ウ イにかかる導入、運用及び解約費用等のすべてを受託者負担とする。
 - エ イの機器についてはセキュリティ上、常に良好な状態を保つため、ソフトウェア及びウイルス対策ソフトは常に最新の状態に更新すること。
 - (3) その他注意事項
 - ア 検査マスター（個別項目正常値など）の変更は、委託者と協議の上、行うものとする。
 - イ 検査部門システム及び電子カルテシステムの運用を開始する場合に発生する費用及び人員は、受託者がすべて負担するものとする。
 - ウ 必要な採取容器及び搬送専用容器は、受託者が用意すること。なお、受託者が用意する採取容器で、衛生検査所業公正競争規約に基づき、無償提供が禁止されている容器については、委託者がその費用を負担する。
 - エ 検査で使用する帳票類は受託者で負担し、また、新規に帳票類を作成する場合は、委託者と協議の上、用意するものとする。
 - オ 委託者が検査結果を至急で確認する必要がある場合は、委託者の要請によりFAXで送信するものとする。
 - カ 検査結果報告までの所要日数は、別紙「内訳書」のとおりとし、厳守すること。
 - キ 検査結果において異常値が認められた場合には速やかに電話、FAX等で連絡するものとする。

5. 契約履行期限 令和6年7月1日～令和8年6月30日

6. 契約方法 単価契約（税抜金額）

7. 医療法施行規則の厳守

受託者が厚生労働省令で定める基準に適合しているかの確認ができるよう、医療法施行規則第9条の8の基準の関係書類を提出すること。

また、一般財団法人医療関連サービス振興会の「医療関連サービスマーク」の認定証の写しを提出すること。